

## 製造者活動促進支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 製造者活動促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この要綱は、県内の伝統的なものづくり産業において、プロモーション・販路開拓、新商品開発、人材確保・育成、技術・技法伝承及び設備等整備に要する経費等を補助することにより、県内の伝統的なものづくり産業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業」は、補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 「補助事業者」は、補助事業を実施する者をいう。
- (3) 「補助対象品目」は、漆器、石材、うちわ、手袋、家具、県指定伝統的工芸品をいう。
- (4) 「産地組合」は、県内の伝統的なものづくり産業において、一定の事業所数や出荷額があり、まとまった活動を継続的に実施することが可能な次の法定組合であって、県内において組織、運営されているものをいう。
  - ・ 事業協同組合
  - ・ 協同組合連合会
  - ・ 商工組合

### (補助事業者)

第4条 この補助金の交付対象となる者は次の者をいう。

- (1) 高松市、丸亀市、東かがわ市
- (2) ア 県指定伝統的工芸品の製造者（以下「指定製造者」という。）または指定製造者を1以上含む団体
- イ 香川県家具商工業協同組合に所属する家具製造者（以下「指定家具製造者」という。）または指定家具製造者を1以上含む団体
- ウ 日本手袋工業組合に所属する手袋製造者（以下「指定手袋製造者」という。）または指定手袋製造者を1以上含む団体

### (補助事業)

第5条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、県の他の補助制度を利用している場合は、交付の対象としないものとする。

- (1) プロモーション・販路開拓事業  
プロモーション・販路開拓に関する取組み
- (2) 新商品開発事業  
新たな需要を獲得するための新商品開発に関する取組み

- (3) 人材確保・育成事業  
作り手・経営者の確保・育成、資質向上に必要な取組み
- (4) 技術・技法伝承事業  
技術・技法の保存や伝承を目的とした取組み

(5) 設備等整備事業

補助対象品目の製造に必要な施設・設備（汎用性があり目的外使用になり得るもの、補助事業以外にも使用するもの等を除く。）の整備・更新・修繕

2 前条第1号で定める補助事業者については、別表1に掲げる補助対象品目の産地組合が実施する前項各号の補助事業に対し、定めた要綱等に基づき、補助金をその財源の一部として交付する事業（以下「間接補助事業」という。）を補助事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象経費は、前条に規定する事業に必要な経費とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 人件費（指定製造者、指定家具製造者、指定手袋製造者又はそれらのうちいずれかの製造者を1以上含む団体による採用から5年以内の者に対する人材確保・育成事業に要するもの及び補助事業を実施することのみを目的として、直接雇用する臨時職員の賃金等を除く。）
- (2) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- (3) 消費税及び地方消費税
- (4) その他補助事業の目的にそぐわないと認められる経費

(補助限度額及び補助率)

第7条 補助限度額及び補助率は、第4条第1号で定める補助事業者については、別表1、第4条第2号で定める補助事業者については、別表2に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業申込み)

第8条 第4条第2号で定める補助事業者で補助事業を実施しようとする者は、別に定める期日までに、補助金申込書（様式第1号）に、補助事業計画書（様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。

(事業の採択)

第9条 知事は、前条の規定による補助金申込書の提出があったときは、その内容を精査し、別に定める審査基準に基づいて総合的な評価を行い、事業の採択を行うものとする。

2 知事は、採択の場合は、補助事業採択通知書（様式第3-1号）により、不採択の場合は、補助事業不採択通知書（様式第3-2号）により、申込者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 第4条第1号で定める補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）に、補助事業計画書（様式第5号）を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2号で定める補助事業者で、前条第2項の規定により採択通知を受け、補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期日までに補助金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の期日までに、交付申請書を提出しない場合は、交付申請を放棄したものとみなす。

（補助金の交付の決定）

第11条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（交付決定前の着手）

第11条の2 知事は、交付決定を行う年度の4月1日以降であって、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の内容又は補助事業間の金額配分の変更）

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業の内容（補助事業間の金額配分）の変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、承認（様式第9号）を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。
  - (2) 補助事業間で金額の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。
- 2 知事は、前項の承認に際して、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第11

号)を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 14 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

このとき、第 4 条第 1 号に定める補助事業者は、様式第 12 号に様式第 13 号を添えて提出し、第 4 条第 2 項に定める補助事業者は、様式第 14 号に様式第 15 号を添えて提出するものとする。

(額の確定等)

第 17 条 知事は、前条により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする(様式第 16 号)。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第 18 条 補助事業者は、前条の通知を受けた後、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第 17 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(交付の決定の取消)

第 19 条 知事は、第 14 条による承認をしたときは、第 11 条による補助金の交付決定及び第 13 条により承認した変更事業の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為があったとき。
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
  - (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (5) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
  - (6) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。
- 3 知事は、前項の場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、第 2 項に基づく取消しを行い、第 3 項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第21条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要がある時は、補助事業者に対して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後、財産台帳を作成し、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするとき（以下「取得財産等の処分」という。）は、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第19号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、その取得財産等が取得価格若しくは効用の増加価格が50万円未満の場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過した場合には、この限りではない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(産地組合に交付決定をする場合に付すべき条件)

第23条 第4条第1号で定める補助事業者は、補助金を産地組合に交付するときは、次の条件を付さなければならない。

第12条から第17条まで及び第19条から第22条第1項までの定めるところに準ずること。

(その他)

第24条 香川県補助金等交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条、第 5 条、第 7 条関係)

補助事業者	市の補助対象品目	補助率及び補助限度額
高松市	漆器、石材	補助率： 補助対象経費の 2 / 5 以内、かつ市が産地組合に交付する補助金額の 2 / 3 以内の額  補助限度額： 1 品目当たり 2,000 千円
丸亀市	うちわ	
東かがわ市	手袋	

別表 2 (第 4 条、第 7 条関係)

補助事業者	補助率及び補助限度額
指定製造者、指定家具製造者、指定手袋製造者又はそれらのうちいずれかの製造者を 1 以上含む団体	補助率： 補助対象経費の 4 / 5 以内  補助限度額： 1 補助事業者につき、500 千円を下限、1,000 千円を上限